

再 申 入 書

令和2年6月5日

東京都港区芝3丁目22番8号
オリックス自動車株式会社
代表取締役 上谷内 祐二 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人の貴社に対する平成30年8月2日付け申入書（以下「申入書」といいます。）に対する、貴社からの令和元年7月29日付け回答書を受けまして、当法人は、貴社に対し、令和元年10月1日付け改正後のレンタカー貸渡約款における以下の条項につき、再度の検討を申し入れます。

1 検討を要する条項

- (1) 約款第17条第4項（電気自動車）、第28条6項（使用不能による貸渡契約の終了）

本条項について、「当社はいかなる責任も負わない」（約款17条4項）、「借受人は（中略）当社に対し（中略）いかなる請求もできない」（約款第28条6項）の文言を維持しつつ、「ただし、（中略）当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

民法上、債務不履行に基づく損害賠償を請求する者（借受人）は、債務不履行の事実及び損害の発生を主張・立証すれば足り、債務不履行に基づく損害賠償を請求された者（レンタカー会社）が、債務不履行について「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）がないことの主張・立証責任を負うとされています（大判大正14年2月27日民集4巻97頁）。しかし、変更後の本条項は、原則として借受人は債務不履行に基

づく損害賠償を請求することができず、レンタカー会社に故意又は重過失がある場合のみ例外的にこれを請求することができるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人はレンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、レンタカー会社の故意又は重過失を主張・立証しなければ損害賠償を請求することができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、変更後の本条項は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、レンタカー会社の「責めに帰すべき事由」（故意又は過失）について立証責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に該当するため、同条に抵触しない形の規定に改めることを、再度ご検討ください。

(2) 約款第29条第1項、第2項（賠償及び営業補償）

貴社が、本条項により損害賠償を負う主体について、一部改正前の「借受人又は運転者は」との文言を、「借受人は」と変更されたことについては、異論ありません。

他方、本条第1項では「借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。」との文言を、また、本条第2項では「前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害（中略）を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。」との文言をそれぞれ維持しつつ、「ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」と加筆された点については、消費者契約法に照らして問題があります。

本条項が定める借受人の第三者及びレンタカー会社に対する損害賠償責任には、不法行為責任（民法第709条）に基づくものも含まれると考えられますが、民法上、不法行為者の故意又は過失を主張する者がその立証責任を負うとされています（大判明治38年6月19日民録11輯992頁）。しかし、変更後の本条項は、原則として借受人はレンタカー使用中に第三者又はレンタカー会社に与えた損害を賠償しなければならず、借受人及び運転者が無過失の場合は例外的にこれを免れるとの定め方をしているため、実際の交渉等の場面では、借受人は無過失を主

張・立証しなければ損害賠償を免れることが困難となり、実質的にその主張・立証責任を借受人に負わせる規定といえます。また、借受人に対し、無過失を主張・立証しなければ損害賠償を免れることができないとの誤解を与えるおそれがあるという意味でも、問題のある規定です。

したがって、変更後の本条項の不法行為責任に関する部分は、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重し、借受人の故意又は過失が立証されない限り不法行為責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害しており、消費者契約法第10条に抵触するため、借受人又は運転者に故意又は過失がある場合には借受人が損害賠償等の責任を負う旨の規定に改めることを、再度ご検討ください。

2 ご回答について

つきましては、本再申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、令和2年7月10日までに書面にて、ご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上